

議会基本条例に対する評価・検証を行いました

西条市議会基本条例は、議会及び議員活動の基本となる事項を定めるとともに、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的として、平成28年9月に制定しています。

本条例第25条第1項では、「議会は、議員の一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする」と規定しています。このため、前任期中（令和3年2月24日から令和7年2月23日まで）の西条市議会及び議員の活動が条文の目的を達成しているかどうか、議会運営委員会で協議し、評価・検証を行いました。

なお、全ての条項に対する評価・検証結果は、西条市議会ホームページに掲載しています。

評価基準

A：できている（現状の取組を維持） B：おおむねできている（現状の取組の改善が必要）
C：ふじゅうぶんである（条文や取組の見直しが必要）



評価・検証結果の一部を御紹介！



評価 B

第3条第1項（議会の活動原則）

議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関としての議決責任を常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）への監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を能動的に十分発揮できるよう、不断の努力を行うこと。

【取組状況等】

- ・会議の傍聴、本会議のライブ中継及び録画配信
市議会だよりやホームページ、フェイスブック
による情報発信
- ・中学生議会、議会報告会、政策提言会の開催



令和6年度中学生議会

【今後の対応等】

- ・幅広い層に議会に関心をもってもらうためにも、本会議のインターネット中継の視聴を促す取組が必要である。
- ・市民の声を市政に反映させるために、議員間や委員会等での取組を協議・調査する必要がある。

評価 B

第6条第2項（議員定数及び議員報酬）

議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び類似団体との比較だけでなく、人口、面積、財政力及び市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を活用するよう努めるものとする。

【取組状況等】

- ・議員定数の改正（令和3年2月14日）
定数 30人 → 28人
- ・議員報酬の改正（令和5年4月1日）
議長 456,000円 → 502,000円
副議長 393,000円 → 439,000円
議員 366,000円 → 412,000円

【今後の対応等】

- ・人口減少が進む中、多様な人材の議会への参画を促すために、参考人制度や公聴会制度を活用し、適切な議員定数や議員報酬額について検討する必要がある。